

令和元年度『栃木県立聾学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画

1 組織的な対応

① いじめ対応委員会の開催

- いじめに関する情報を得たり、教職員がいじめを発見または相談を受けたりした場合、「いじめ対応委員会」を早急に開催する。

＜委員＞ 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導部長 生徒指導副部長
当該学部主事 寮務主任 当該学級担任

＜実施する取組＞

情報の共有

関係幼児児童生徒に対するアンケート、聴き取り調査

保護者との連携

対応方針の決定

指導・支援体制の構築

関係幼児児童生徒に対する指導・支援

関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）

② いじめ解決のための対応

- 「いじめ対応委員会」が中心となり、関係のある幼児児童生徒に聴き取りや緊急アンケート等を実施して、事実関係を迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、関係機関と連携して取り組む。
- いじめられた幼児児童生徒や保護者に対して、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめた幼児児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは決して許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ネットいじめを認知した場合には、「いじめ対応委員会」で情報を共有し、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

③ 関係幼児児童生徒、保護者への支援

- いじめられた幼児児童生徒の保護者及びいじめた幼児児童生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの解消のための協力を依頼する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。なお、いじめの解消については、以下の2つの要件が満たされていることとする。
 - (1) いじめに関わる行為が相当の期間（少なくとも3か月を目安に）止んでいること
 - (2) いじめられた幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめを解決する方法については、いじめられた幼児児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、いじめ対応委員会で十分話し合った上で決定する。

- ・ いじめた幼児児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該幼児児童生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
 - ・ いじめた幼児児童生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- ④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、幼児児童生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育む。
 - ・ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- ⑤ 警察との連携
- ・ 幼児児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ 解決後の継続的な指導・援助に向けて
- ・ 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の幼児児童生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - ・ 双方の幼児児童生徒及び周りの幼児児童生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。
- ⑦ 重大事態への対応
- ・ いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合、重大事件として対応する。
 - ・ 重大事態が生じた場合は早急に県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、情報を共有する。
 - ・ いじめの対処及び事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携し「いじめ対応委員会」が中心となり、学校全体で行う。
 - ・ いじめられた幼児児童生徒・保護者と、いじめた幼児児童生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
 - ・ 当該幼児児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて他の保護者へ説明するなどして、学校の対応への理解・協力を得る。
 - ・ 「いじめ対応委員会」を中心に速やかに再発防止策をまとめ、着実に実践する。

2 いじめの早期発見のための取組

- ・ 日頃から、幼児児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、幼児児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を定期的に開催する。

＜委員＞ 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導部長 生徒指導副部長
当該学部主事 寮務主任 当該学級担任

＜実施する取組＞

「いじめアンケート」の実施

「いじめアンケート」結果の分析共有

幼児児童生徒に関する情報の共有

- ・ 教育相談週間を学期に一度設定し（小・中・高等部）、児童生徒と個別にコミュニケーションを図り、児童生徒の気持ちや悩みを把握できるようにする。
- ・ 校内の教育活動全般を通じて幼児児童生徒との関係を深め、悩みを伝えやすい存在として日々関わるように努める。
- ・ 幼児児童生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口となる「いじめ対応委員会」の役割や構成する教職員等について周知し、相談体制を整える。
- ・ いじめで悩んだときの相談方法について、プリントを作成・配布し、周知する。

3 いじめの未然防止のための取組

- ・ いじめの原因や背景、具体的な指導上の留意点等について、教員の共通理解を図る。また、決していじめを軽視したり隠したりせず、適切に対応するという意識を持つ。
- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての在り方、生き方に関する学習の充実を図り、幼児児童生徒の道徳性を育成する。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 勉強のストレスを軽減できるように、「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ・ 自らの言動が幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ 日々の学校生活の中で、幼児児童生徒が他者の役に立っていると感じられるような学習活動を設定する。
- ・ 部活動や学校行事等で、困難な状況を乗り越え、達成感を感じられる機会を設定する。

- ・ 教科「情報」やLHR（学級活動）等を活用し、幼児児童生徒にインターネットの危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - (1) 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - (2) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - (3) 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。
- ・ 児童会・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、幼児児童生徒同士で悩みを相談し合うなど、幼児児童生徒の主体的な活動を推進する。
- ・ 幼児児童生徒の健全育成に向けて、各地域の関係機関との連携を適切に図る。